



各 位

会社名株式会社早稲田アカデミー代表取締役社長古田信也(コード番号4718東証第一部)問合せ先専務取締役管理本部長河野陽子(TEL 03-3590-4011)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年6月28日開催予定の第43回定時株主総会での承認を前提として、監査等委員会設置会社へ移行するため、同定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行につきましては、平成 29 年 1 月 20 日に開示しております。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 取締役会の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るとともに、取締役会の業務執行の決定を取締役に委任することが可能となることにより、経営の意思決定及び執行の迅速性を向上させ、企業価値の更なる向上を目的として監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。
- (2) 今後、経営体制の一層の充実が図れるよう、現行定款第 27 条第 2 項に定める 役付取締役に新たに取締役副社長を追加するものです。 (変更案では第 23 条第 2 項)
- (3)上記の変更に伴い、条数の整備を行うとともに字句の修正等の所要の変更を行うものです。
- 2. 定款変更の内容 変更の内容は別紙のとおりです。
- 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 6 月 28 日 (予定) 定款変更の効力発生日 平成 29 年 6 月 28 日 (予定)

以上

(下線部は変更部分を示します。) 現行定款 変更案 第1章 総則 第1章 総則 第1条~第3条 <条文省略> 第1条~第3条 <現行どおり> (機関) (機関) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。 次の機関を置く。 1 取締役会 1 取締役会 2 監査役 2 監査等委員会 3 監査役会 <削除> 4 会計監査人 3 会計監査人 第5条 <条文省略> 第5条 <現行どおり> 第2章 株式 第2章 株式 第6条~第9条 <現行どおり> 第6条~第9条 <条文省略> (株主名簿管理人) (株主名簿管理人) <条文省略> 第10条 <現行どおり> 第10条 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 取締役会の決議によって選定し、これを公告 取締役会の決議又は取締役会の決議によって 委任を受けた取締役の決定によって選定し、 する。 これを公告する。 <現行どおり> 3 <条文省略> (株式取扱規程) (株式取扱規程) 第11条 当会社の株式及び新株予約権に関する取 第11条 当会社の株式及び新株予約権に関する取 扱い並びに手数料、株主の権利行使に際して 扱い並びに手数料、株主の権利行使に際して の手続等については、法令又は本定款のほ の手続等については、法令又は本定款のほ か、取締役会において定める株式取扱規程に か、取締役会又は取締役会の決議によって委 よる。 任を受けた取締役において定める株式取扱規 程による。 第3章 株主総会 第3章 株主総会 第12条~第18条 <現行どおり> 第12条~第18条 <条文省略> 第4章 取締役及び取締役会 第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数) (取締役の員数) 第19条 当会社の取締役は、6名以内とする。 第19条 当会社の取締役(監査等委員であるもの を除く。)は、6名以内とする。

<新設>

2 当会社の監査等委員である取締役は、5名

以内とする。

	(下線部は変更部分を示します。)
現 行 定 款	変 更 案
(取締役の選任方法)	(取締役の選任方法)
第20条 取締役は、株主総会の決議によって選	任 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそ
する。	<u>れ以外の取締役とを区別して、</u> 株主総会の決
	議によって選任する。
2~3 <条文省略>	2~3 <現行どおり>
第21条 <条文省略>	第21条 <現行どおり>
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終	了 第22条 取締役 <u>(監査等委員であるものを除</u>
する事業年度のうち最終のものに関する定	時 <u>く。)</u> の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する
株主総会の終結の時までとする。	事業年度のうち最終のものに関する定時株主
	総会の終結の時までとする。
<新設>	2 監査等委員である取締役の任期は、選任後
	2年以内に終了する事業年度のうち最終のも
	のに関する定時株主総会の終結の時までとす
	<u> </u>
2 増員又は任期の満了前に退任した取締役	<u>の</u> <削除>
補欠として選任された取締役の任期は、在	<u>任</u>
取締役の任期の満了する時までとする。	
<新設>	3 任期の満了前に退任した監査等委員である
	取締役の補欠として選任された監査等委員で
	ある取締役の任期は、退任した監査等委員で
	ある取締役の任期の満了する時までとする。
<新設>	4 会社法第329条第3項に基づき選任された
	補欠の監査等委員である取締役の選任決議が
	効力を有する期間は、選任後2年以内に終了
	する事業年度のうち最終のものに関する定時
	株主総会の開始の時までとする。
	(代表取締役及び役付取締役)
<新設>	第23条 取締役会は、その決議によって取締役
	(監査等委員であるものを除く。)の中から
	代表取締役を選定する。_
<新設>	2 取締役会は、その決議によって取締役(監
	<u> 査等委員であるものを除く。)の中から取締</u>
	役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常
	務取締役各若干名を選定することができる。
(取締役会の議事録)	
第23条 取締役会における議事の経過の要領及	<u>び</u> <削除>
その結果並びにその他法令に定める事項は	<u> </u>
芝東紀に割井1 川麻1 と原徳伽及が貯木	Sr.

議事録に記載し、出席した取締役及び監査役

は、これに記名押印する。

		(下線部は変更部分を示します。)
現 行 定 款		変更案
第24条	<条文省略>	第24条 <現行どおり>
(取締役会の	招集通知)	(取締役会の招集通知)
第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前ま		第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前ま
でに各取締役及び各監査役に対して発する。		でに各取締役に対して発する。ただし、緊急
ただし、緊急の必要があるときは、この期間		の必要があるときは、この期間を短縮するこ
を短縮することができる。		とができる。
2 取締役及び監査役の全員の同意があるとき		2 取締役全員の同意があるときは、招集の手
は、招集の手続きを経ないで、取締役会を開		続きを経ないで、取締役会を開催することが
催することができる。		できる。
第26条	<条文省略>	第26条 <現行どおり>
		(取締役への委任)
	<新設>	第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の
		規定により、取締役会の決議によって重要な
		業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除
		く。) の決定を取締役に委任することができ
		<u> </u>
		_(取締役会の議事録)
	<新設>	第28条 取締役会における議事の経過の要領及び
		その結果並びにその他法令に定める事項は、
		議事録に記載し、出席した取締役は、これに
		記名押印する。
(代表取締役	及び役付取締役)_	
第27条 代表	長取締役は、取締役会の決議によって	<削除>
選定する	<u> </u>	
2 取締役	会の決議により、取締役社長1名、	<削除>
専務取締	5役、常務取締役各若干名を選定す	
<u>ることが</u>	<u>できる。</u>	
第 <u>28</u> 条	<条文省略>	第 <u>29</u> 条 <現行どおり >
(取締役の報	酬等)	(取締役の報酬等)
第 <u>29</u> 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の		第 <u>30</u> 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の
対価として当会社から受ける財産上の利益		対価として当会社から受ける財産上の利益
(N) [

(以下「報酬等」という。) は株主総会の決

議によって定める。

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

より、取締役(業務執行取締役等である <u>者</u> を 除く。)との間に、任務を怠ったことによる 損害賠償責任を限定する契約を締結すること 場合、)との間に、任務を怠ったことによる 事賠償責任を限定する契約を締結すること		- 「下線部は変更部分を示します。)
第30条 《条文有略》 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である査全 除く。)との間に、任務を念ったことによる 損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第5 章 監査役及び監査役会	現 行 定 款	変 更 案
2 当会社は、会社法第427条第1項の規定に より、取締役(業務執行取締役等である者を 除く。)との間に、任務を忘ったことによる 損害賠債責任を限定する契約を締結すること ができる。ただし、当該契約に基づく損害賠債責任を限定する契約を締結すること ができる。ただし、当該契約に基づく損害賠債責任を限定する契約を締結すること の事ち章 監査役及び監査役会 (監査役の具数) 第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。 (監査役の選任大議は、議法権を行使することができる株主の議法権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議法権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議法権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議法権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議法権の適半数をもって行う。 (監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、遺任した監査役の任期は、遺任とと監査役の権力は、遺任した監査役の任期は、遺任した監査役の任期は、遺任した監査役の任期は、遺任した監査役の任期は、遺任した監査役の任期は、遺任した監査役の任期は、遺任した監査役の任期は、遺任した監査役の任期の満了する時までとする。 (監査役会の議事験) 第34条 監査役会の議事験) 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮するこ	(取締役の責任免除)	(取締役の責任免除)
より、取締役(業務執行取締役等である <u>者</u> を除く。)との間に、任務を怠ったことによる 損害賠債責任を限定する契約を締結すること ができる。ただし、当該契約に基づく損害賠 償責任の限度額は、法合が規定する額とする。。 第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。 (監査役の選任方法) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満丁前に選任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期は、退任した監査役の任期は、退任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満丁する時までとする。 (監査役会の憲事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した監査役は、これに記名押目する。 (監査役会の招集通知) 第36条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮するこ	第 <u>30</u> 条 <条文省略>	第 <u>31</u> 条 <現行どおり>
除く。)との間に、任務を怠ったことによる 損害賠償責任を限定する契約を締結すること ができる。ただし、当該契約に基づく損害賠 償責任の限度額は、法令が規定する額とす る。 第5章 監查役及び監查役会 (監查役の選任方法) 第32条 監查役は、5名以内とする。 (監查役の選任方法) 第32条 監查役は、株主総会の決議によって選任 する。 企監查役の選任方法) 第32条 監查役は、株主総会の決議によって選任 する。 (監查役の選任方法) 第33条 監查役は、株主総会の決議によって選任 する。 企監查役の選任方法) 第33条 監查役の任期は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。 2 任期の演了前に退任した監查役の補欠として選任を北方監査役の任期は、退任した監查役の任期は、退任した監查役の任期は、退任した監查役の任期は、退任した監查役の任期は、退任した監查役の任期は、退任した監查役の任期を対し、退任した監查役の任期は、退任した監查役の任期は、退任した監查役の任期は、退任した監查役の任期は、退任した監查役の任期は、退任した監查役の任期は、退任した監查役の任期は、退任した監查役の任期は、退任した監查役の任期は、退任した監查役の任期は、定正とのもまでとする。 (監查役会の選集通知と、出席した監查役は、これに 記名押印する。 (監查役会の招集通知と、会日の3日前主 でに各監查役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮するこ	2 当会社は、会社法第427条第1項の規定に	2 当会社は、会社法第427条第1項の規定に
機需賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任を限定する契約と構結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任を限定する契約に基づく損害賠償責任を限度額は、法令が規定する額とする。 第5章 監查役及受益金 第5章 監查等委員会 第5章 監查等委員会 (監查役の員数) 第31条 当会社の監查役は、5名以内とする。 2 監查役の選任方法) (監查役の選任方法) (制除> 立る。2 監查役の選任方法) (制除> 立きる 軟主の選決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監查役の選託の時までとする。 4 別除> 立事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 4 別除> 工産任された監查役の任期は、遺任した監查役の権欠として選任された監查役の任期は、遺任した監查役の任期の満丁する時までとする。 (監査役会の議事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した監查役は、これに記名押申する。 (監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知 (利除> でに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮するこ	より、取締役(業務執行取締役等である <u>者</u> を	より、取締役 (業務執行取締役等である <u>もの</u> を
ができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。 (監査役の選任方法) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任決議は、選決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満丁前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役が任期の満了する時までとする。 (監査役会の議事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要額及びその結果並びにその他法令に定める事項は、選手事に記載し、出席した監査役は、これに起名押印する。 (監査役会の和集通知) 第35条 監査役会の和集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるとさは、この期間を短縮するこ	除く。)との間に、任務を怠ったことによる	除く。)との間に、任務を怠ったことによる損
横責任の限度額は、法令が規定する額とする。 第5章 監査役及び監査役会 (監査役の复数) 第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。 (監査役の選任方法) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2 監査役の選任方法) ができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期は、選任とと監査役の任期は、退任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (監査役会の議事録) 第33条 監査役会における議事の経過の要額及びその結果が正式といる時までとする。 (監査役会の議事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要額及びその結果が決し、出席した監査役は、これに記名押印する。 (監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までと各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるとさは、この期間を短縮するこ	損害賠償責任を限定する契約を締結すること	害賠償責任を限定する契約を締結することが
第5章 <u>監査役及び監査役会</u> (<u>監査役の員数</u>) 第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。 (<u>監査役の</u> 選任方法) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任 する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使すること ができる株主の議決権の3分の1以上を有す る株主が出席し、その議決権の過半数をもって 行う。 (<u>監査役の任期</u>) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠とし て選任された監査役の任期は、退任した監査 役の任期の満了する時までとする。 (<u>監査役会の議事録</u>) 第34条 監査役会における議事の経過の要領及び その結果並びにその他法令に定める事項は、 議事録に記載し、出席した監査役は、これに 記名押印する。 (<u>監査役会の招集通知</u>) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前ま でに各監査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるとさは、この期間を短縮するこ	ができる。ただし、当該契約に基づく損害賠	できる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責
第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。 (監査役の選任方法) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任 する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使すること ができる株主の議決権の3分の1以上を有す る株主が出席し、その議決権の過半数をもって 行う。 (監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠とし て選任された監査役の任期は、退任した監査 役の任期の満了する時までとする。 (監査役会の議事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要領及び その結果並びにその他法令に定める事項は、 議事録に記載し、出席した監査役は、これに 記名押印する。 (監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前ま でに各監査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮するこ	償責任の限度額は、法令が規定する額とす	任の限度額は、法令が規定する額とする。
(監査役の員数) 第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。 (監査役の選任方法) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任 する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使すること ができる株主の議決権の3分の1以上を有す る株主が出席し、その議決権の過半数をもって 行う。 (監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。 2 任期の演丁市に退任した監査役の補欠とし て選任された監査役の任期は、退任した監査 役の任期の演丁する時までとする。 (監査役会の議事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要領及び その結果並びにその他法令に定める事項は、 議事録に記載し、出席した監査役は、これに 記名押印する。 (監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前ま でに各監査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮するこ	る。	
(監査役の員数) 第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。 (監査役の選任方法) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任 する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使すること ができる株主の議決権の3分の1以上を有す る株主が出席し、その議決権の過半数をもって 行う。 (監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。 2 任期の演丁市に退任した監査役の補欠とし て選任された監査役の任期は、退任した監査 役の任期の演丁する時までとする。 (監査役会の議事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要領及び その結果並びにその他法令に定める事項は、 議事録に記載し、出席した監査役は、これに 記名押印する。 (監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前ま でに各監査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮するこ		
(監査役の員数) 第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。 (監査役の選任方法) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任 する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使すること ができる株主の議決権の3分の1以上を有す る株主が出席し、その議決権の過半数をもって 行う。 (監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満丁市に退任した監査役の補欠とし で選任された監査役の任期は、退任した監査 役の任期の満丁する時までとする。 (監査役会の護事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要領及び その結果並びにその他法令に定める事項は、 議事録に記載し、出席した監査役は、これに 記名押印する。 (監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前ま でに各監査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮するこ	第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員会
第31条 当会社の監査役は、5名以内とする。 < 削除> (監査役の運任方法) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任 する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使すること ができる株主の議決権の3分の1以上を有す る株主が出席し、その議決権の過半数をもって 行う。 < 削除> (監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。 < 削除> 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の指集並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した監査役は、これに 記名押印する。 < 削除> 第35条 監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮するこ < 削除>		
(監査役の選任方法) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任 する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使すること ができる株主の議決権の3分の1以上を有す る株主が出席し、その議決権の過半数をもって 行う。 (監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。 ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠とし て選任された監査役の任期は、退任した監査 役の任期の満了する時までとする。 (監査役会の議事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要領及び その結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した監査役は、これに 記名押印する。 (監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前ま でに各監査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮するこ		 <削除>
第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任	21	
第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任 する。 < 削除> 2 監査役の選任決議は、議決権を行使すること ができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって 行う。 < 削除> (監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 < 削除> 2 任期の満了前に退任した監査役の任期は、退任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 < 削除> (監査役会の議事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要領及び その結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した監査役は、これに記名押印する。 < 削除> (監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3目前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮するこ < 削除>	(監査役の選任方法)	
する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使すること <削除> ができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <削除> 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 <削除> (監査役会の議事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した監査役は、これに記名押印する。 <削除> (監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会目の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮するこ <削除>	·	 <削除>
2 監査役の選任決議は、議決権を行使すること ができる株主の議決権の3分の1以上を有す る株主が出席し、その議決権の過半数をもって 行う。 (監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠とし て選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (監査役会の議事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要領及び その結果並びにその他法令に定める事項は、 議事録に記載し、出席した監査役は、これに 記名押印する。 (監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会目の3目前ま でに各監査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮するこ		
ができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (監査役会の議事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した監査役は、これに記名押印する。 (監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮するこ		 <削除>
(監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠とし て選任された監査役の任期は、退任した監査 役の任期の満了する時までとする。 (監査役会の議事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要領及び その結果並びにその他法令に定める事項は、 議事録に記載し、出席した監査役は、これに 記名押印する。 (監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前ま でに各監査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるとさは、この期間を短縮するこ		
(監査役の任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠とし て選任された監査役の任期は、退任した監査 役の任期の満了する時までとする。 (監査役会の議事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要領及び その結果並びにその他法令に定める事項は、 議事録に記載し、出席した監査役は、これに 記名押印する。 (監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前ま でに各監査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮するこ		
第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠とし て選任された監査役の任期は、退任した監査 役の任期の満了する時までとする。 < 削除> 第34条 監査役会における議事の経過の要領及び その結果並びにその他法令に定める事項は、 議事録に記載し、出席した監査役は、これに 記名押印する。 < 削除> 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前ま でに各監査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮するこ < 削除>	14 2 0	
第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了 する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。 (単年) (本主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (監査役会の議事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した監査役は、これに記名押印する。 (監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮するこ	(監査役の任期)	
する事業年度のうち最終のものに関する定時 株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠とし で選任された監査役の任期は、退任した監査 役の任期の満了する時までとする。 (監査役会の議事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要領及び その結果並びにその他法令に定める事項は、 議事録に記載し、出席した監査役は、これに 記名押印する。 (監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前ま でに各監査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮するこ		 <削除>
株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (監査役会の議事録)		
2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (監査役会の議事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載し、出席した監査役は、これに記名押印する。 (監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮するこ		
て選任された監査役の任期は、退任した監査 役の任期の満了する時までとする。 (監査役会の議事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要領及び その結果並びにその他法令に定める事項は、 議事録に記載し、出席した監査役は、これに 記名押印する。 (監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前ま でに各監査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮するこ	·	 <削除>
役の任期の満了する時までとする。 (監査役会の議事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要領及び その結果並びにその他法令に定める事項は、 議事録に記載し、出席した監査役は、これに 記名押印する。 (監査役会の招集通知) (監査役会の招集通知は、会日の3日前ま でに各監査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮するこ		
(監査役会の議事録) 第34条 監査役会における議事の経過の要領及び その結果並びにその他法令に定める事項は、 議事録に記載し、出席した監査役は、これに 記名押印する。 (監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前ま でに各監査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮するこ		
第34条 監査役会における議事の経過の要領及び その結果並びにその他法令に定める事項は、 議事録に記載し、出席した監査役は、これに 記名押印する。 (監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前ま でに各監査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮するこ		
その結果並びにその他法令に定める事項は、 議事録に記載し、出席した監査役は、これに 記名押印する。 (監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前ま でに各監査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮するこ	(監査役会の議事録)	
議事録に記載し、出席した監査役は、これに 記名押印する。 (監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前ま でに各監査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮するこ	第34条 監査役会における議事の経過の要領及び	 <削除>
議事録に記載し、出席した監査役は、これに 記名押印する。 (監査役会の招集通知) 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前ま でに各監査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮するこ		
記名押印する。 (監査役会の招集通知) (監査役会の招集通知は、会日の3日前ま でに各監査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮するこ	<u> </u>	
(監査役会の招集通知) (監査役会の招集通知は、会日の3日前ま でに各監査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮するこ		
第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前ま <削除> でに各監査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮するこ	на н.т. / - Ф (
第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前ま <削除> でに各監査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮するこ	(監査役会の招集通知)	
でに各監査役に対して発する。ただし、緊急 の必要があるときは、この期間を短縮するこ		<削除>
<u>の必要があるときは、この期間を短縮するこ</u>		113924.
1		

	(下線部は変更部分を示します。)
現 行 定 款	変更案
(監査役会の決議方法) 第36条 監査役会の決議は、監査役の過半数をも って行う。	<削除>
(常勤監査役) 第37条 監査役会は、その決議によって監査役の 中から常勤監査役を選定する。	<削除>
(監査役会規程) 第38条 監査役会に関する事項は、法令又は本定 款のほか、監査役会において定める監査役会 規程による。	<削除>
(監査役の報酬等) 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	<削除>
(監査役の責任免除) 第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定に より、任務を怠ったことによる監査役(監査 役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法	<削除>
令の限度において、取締役会の決議によって 免除することができる。 2 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定に より、監査役との間に、任務を怠ったことによ る損害賠償責任を限定する契約を締結するこ	<削除>
とができる。ただし、当該契約に基づく損害賠 償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	(監査等委員会の招集通知)_
<新設>	第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日 前までに各監査等委員に対して発する。ただ し、緊急の必要があるときは、この期間を短 縮することができる。
<新設>	2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の 手続きを経ないで、監査等委員会を開催するこ とができる。
<新設>	(監査等委員会の決議方法) 第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わること ができる監査等委員の過半数が出席し、出席し た監査等委員の過半数をもって行う。

	(下線部は変更部分を示します。)
現 行 定 款	変 更 案
	(監査等委員会の議事録)
<新設>	第34条 監査等委員会における議事の経過の要領
	及びその結果並びにその他法令に定める事項
	は、議事録に記載し、出席した監査等委員は、
	これに記名押印する。
	(監査等委員会規程)
<新設>	第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は
	本定款のほか、監査等委員会において定める監
	査等委員会規程による。
第6章 会計監査人	第6章 会計監査人
第 <u>41</u> 条~第 <u>42</u> 条 <条文省略>	第 <u>36</u> 条~第 <u>37</u> 条 <現行どおり>
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が	第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監
<u>監査役会</u> の同意を得て定める。	<u> 査等委員会</u> の同意を得て定める。
第7章 計算	第7章 計算
第 <u>44 </u> 条~第 <u>47</u> 条 <条文省略>	第 39条~第 42条 <現行どおり>
<新設>	(付則) (監査役の責任免除に関する経過措置) 1 当会社は、第 43 回定時株主総会終結前の行為 に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役(監 査役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法
	令の限度において、取締役会の決議によって免
	<u>除することができる。</u>
<新設>	
701184	2 第43回定時株主総会終結前の監査役(監査役
	2 第 43 回定時株主総会終結前の監査役(監査役 であった者を含む。)の行為に関する会社法第
	であった者を含む。)の行為に関する会社法第
	であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423条第1項の損害賠償責任を限定する契約に
	であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423条第1項の損害賠償責任を限定する契約に ついては、なお同定時株主総会の決議による変
	であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423条第1項の損害賠償責任を限定する契約に ついては、なお同定時株主総会の決議による変 更前の定款第40条第2項の定めるところによ
	であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約に ついては、なお同定時株主総会の決議による変 更前の定款第40条第2項の定めるところによ
	であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423条第1項の損害賠償責任を限定する契約に ついては、なお同定時株主総会の決議による変 更前の定款第40条第2項の定めるところによ
	であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423条第1項の損害賠償責任を限定する契約に ついては、なお同定時株主総会の決議による変 更前の定款第40条第2項の定めるところによ
	であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423条第1項の損害賠償責任を限定する契約に ついては、なお同定時株主総会の決議による変 更前の定款第40条第2項の定めるところによ
	であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約に ついては、なお同定時株主総会の決議による変 更前の定款第40条第2項の定めるところによ
	であった者を含む。)の行為に関する会社法第 423 条第1項の損害賠償責任を限定する契約に ついては、なお同定時株主総会の決議による変 更前の定款第40条第2項の定めるところによ